お知らせ ハンセン病元患者のご家族へ

～対象となる人に「補償金」を支給します～

この補償金は、国が誤った隔離政策により、元患者のご家族の皆さんに多大な苦痛と苦難を強いてきたことを心からお詫びし、その精神的苦痛を慰謝するためのものです。

秘密は守られますので、まずはお電話でご相談ください。不安な気持ちやご質問にも丁寧に答えます。

詳しくは▶

厚生労働省補償金相談窓口　☎03-3595-2262

お知らせ ひとり親家庭等医療費助成更新手続き

ひとり親家庭等の医療費助成金の受給資格は、毎年８月に資格の更新を行います。

また、受給資格認定手続きをしていないひとり親家庭等（ひとり親家庭や父母のいない児童）は、申請手続きをお願いします。ただし所得制限があります。

更新時必要書類

・ひとり親家庭等医療費受給資格証
・保護者の健康保険の情報が確認できるもの
・児童扶養手当証書、遺族年金などの証書

更新期限　８月31日（月）まで
※土日・祝日は除く

詳しくは▶

子育て・健康課 子育て支援係　☎82-3186

お知らせ 特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当の所得状況届について

現在、特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当を受給されている人は、毎年８月１日以降に、手当を継続して受けることが可能かどうかを確認するため、所得状況届の提出が必要です。手当を受給されている人には案内を送付しますので、手続きをお願いします。

詳しくは▶ **福祉課 福祉係　☎82-3185**

お知らせ 児童扶養手当の現況届等について

現在、児童扶養手当の支給を受けている人は、毎年８月中に現況届等を提出することになっています。現況届等の提出がない場合は、児童扶養手当の受給権を失うことになります。該当者には案内を送付していますので、各自確認の上、手続きをお願いします。

詳しくは▶ **子育て・健康課 子育て支援係 ☎82-3186**

お知らせ 高額療養費制度が改正されます

１か月（同じ月内）の医療費の自己負担額が限度額を超えた場合、限度額を超えてお支払いいただいた分を払い戻す「高額療養費制度」が改正されます。

令和８年８月１日から令和９年７月31日までの自己負担限度額は下表のとおりです。

適用区分		年収目安	入院＋外来【月額上限】（世帯ごと）〈多数回該当〉	入院＋外来【年間上限】（世帯ごと）	外来（個人ごと）※70歳以上のみ
70歳未満	70歳以上				
区分ア	現役並みⅢ	約1,160万円～	270,300円＋１％〈140,100円〉※1	1,680,000円	－
区分イ	現役並みⅡ	約770万円～約1,160万円	179,100円＋１％〈93,000円〉※1	1,110,000円	－
区分ウ	現役並みⅠ	約370万円～約770万円	85,800円＋１％〈44,400円〉※1	530,000円	－
区分エ	一般Ⅰ・Ⅱ	～約370万円	61,500円〈44,400円〉※1	530,000円 ※3	月額上限22,000円（年間上限21.6万円）※2
区分オ	－	住民税非課税【70歳未満】	36,900円〈24,600円〉※1	290,000円	－
－	住民税非課税世帯Ⅱ	住民税非課税【70歳以上】	25,700円〈24,600円〉※1	290,000円	月額上限11,000円（年間上限9.6万円）※2
－	住民税非課税世帯Ⅰ	一定所得以下（年金収入約80万円以下など）【70歳以上】	15,700円	180,000円	月額上限8,000円

※１　〈　〉内の金額は、過去12か月間に高額療養費（世帯単位）の該当が３回以上あった場合に、４回目以降から適用します〈多数該当〉。
※２　１年間（８月から翌年７月まで）の外来の自己負担額の上限額です。
※３　一部410,000円の場合があります。

詳しくは▶
町民課 国民健康保険・国民年金係　☎82-3114
佐賀県後期高齢者医療広域連合　☎64-8476
厚生労働省コールセンター　☎0120-617-111